

鳥栖市保育料（案）

1. 1号認定（教育標準時間認定者）

各月初日の小学校就学前児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等	円 0
B 1	市町村民税非課税	ひとり親世帯等 0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯 2,700
C 1	77,100円以下	ひとり親世帯等 13,600
C 2		ひとり親世帯等以外の世帯 14,500
D	77,101円以上 211,200円以下	18,500
E	211,201円以上	23,200

【備考】1. この表において「市町村民税」とは、父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額を合算して得た額とします。

2. 1号認定（教育標準時間認定者）の世帯であって、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人以上いるか、2人以上就園している世帯にあつては、次の表により計算します。

ア 小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者若しくは同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	金額表に定める額 × 1 / 2
イ 小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合でア以外の園児、小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している就園児若しくは同一世帯から3人以上就園している場合のア以外の就園児（第3子以降）	0円

2. 2号・3号認定（うち保育標準時間利用認定者）

各月初日の小学校就学前児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0	0	0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯 6,500	3,500	3,500
C 1	48,600円	ひとり親世帯等 15,500	12,500	12,500
C 2	未満	ひとり親世帯等以外の世帯 16,500	13,500	13,500
D 1	48,600円以上 64,700円未満	21,500	18,500	18,500
D 2	64,700円以上 80,800円未満	24,500	21,500	21,500
D 3	80,800円以上 97,000円未満	27,500	24,500	24,500
D 4	97,000円以上 121,000円未満	30,500	27,500	27,500
D 5	121,000円以上 145,000円未満	33,500	30,500	27,500
D 6	145,000円以上 169,000円未満	37,500	33,500	27,500
D 7	169,000円以上 202,000円未満	41,500	33,500	27,500

D 8	202,000 円以上 235,000 円未満	45,500	33,500	27,500
D 9	235,000 円以上 268,000 円未満	49,500	33,500	27,500
D 1 0	268,000 円以上 301,000 円未満	53,500	33,500	27,500
D 1 1	301,000 円以上 349,000 円未満	57,500	33,500	27,500
D 1 2	349,000 円以上 397,000 円未満	59,500	33,500	27,500
D 1 3	397,000 円以上	59,500	33,500	27,500

3. 2号・3号認定（うち保育短時間利用認定者）

各月初日の小学校就学前児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
B 1	市町村民 税非課税 世帯	ひとり親世帯等	0	0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	6,400	3,400
C 1	48,600 円 未満	ひとり親世帯等	15,200	12,300
C 2		ひとり親世帯等以外の世帯	16,200	13,300
D 1	48,600 円以上 64,700 円未満	21,100	18,200	18,200
D 2	64,700 円以上 80,800 円未満	24,100	21,100	21,100
D 3	80,800 円以上 97,000 円未満	27,000	24,100	24,100
D 4	97,000 円以上 121,000 円未満	30,000	27,000	27,000
D 5	121,000 円以上 145,000 円未満	32,900	30,000	27,000
D 6	145,000 円以上 169,000 円未満	36,900	32,900	27,000
D 7	169,000 円以上 202,000 円未満	40,800	32,900	27,000
D 8	202,000 円以上 235,000 円未満	44,700	32,900	27,000
D 9	235,000 円以上 268,000 円未満	48,700	32,900	27,000
D 1 0	268,000 円以上 301,000 円未満	52,600	32,900	27,000
D 1 1	301,000 円以上 349,000 円未満	56,500	32,900	27,000
D 1 2	349,000 円以上 397,000 円未満	58,500	32,900	27,000
D 1 3	397,000 円以上	58,500	32,900	27,000

【備考】1. 「2号・3号認定（うち保育標準時間利用認定者）」及び「2号・3号認定（うち保育短時間利用認定者）」の表において、「市町村民税」とは、父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額を合算して得た額とします。

2. 2号・3号認定の世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、地域型保育事業所又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービス入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、次の表により計算します。

ア 該当する小学校就学前児童（第1子） （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	金額表に定める額
イ ア以外の該当する小学校就学前児童（第2子） （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	金額表に定める額 × 1 / 2
ウ 上記以外の該当する小学校就学前児童（第3子以降）	0円